

平成29年度事業計画

一般財団法人自治体衛星通信機構

当機構は、地方公共団体等において通信衛星を共同利用するための設備を設置し、運用することによって、防災情報及び行政情報の伝送を行うネットワークの整備促進を図り、もって地域社会における情報通信の高度化及び地域の振興に寄与することを目的として平成2年2月に設立され、翌平成3年12月から地域衛星通信ネットワークの運用を開始し、以来、その目的を達成するため適正な管理運用を行っている。

平成15年4月からは第二世代システムの運用を開始し、平成19年度には、映像デジタル化による映像伝送の多チャンネル化の実現、平成25年度には、ヘリサット映像伝送サービスを開始するなど、衛星通信サービスの拡充に努めてきたところである。また、平成22年度からは、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）に係る衛星通信の利用に際して、回線の提供等その支援を行っている。

平成28年度は、4月の平成28年熊本地震、8月の台風10号に伴う北海道・岩手県を中心とする豪雨、10月の鳥取県中部を震源とする地震及び12月の茨城県北部を震源とする地震等による災害が発生したが、このような災害が発生した際に、国及び地方公共団体に地域衛星通信ネットワークのチャンネルを提供し、情報の迅速な収集伝達に協力して取り組んでいる。

地域衛星通信ネットワークの第二世代システムは、平成29年度からは44都府県で運用され、地球局の数は、平成28年度末現在で約2,850となっており、47都道府県全てと全国の市町村の約75%、消防本部の約55%をカバーし、映像の受発信やデータ通信、一斉指令及び衛星電話などの機能を持つ有用なネットワークとなっている。

特に、平成23年3月11日の東日本大震災においては、地域衛星通信ネットワークが震災直後から唯一の通信手段として活用され、改めて、その耐災害性及び重要性が実証されたところである。しかしながら一方で、近年、高速大容量の地上系情報通信網が加速度的に整備されたほか、地方公共団体の厳しい財政状況や市町村合併の進展等により、地域衛星通信ネットワークの地球局の数はピーク時の約4,700局から大幅に減少した。

このような中、当機構は平成26年4月に一般財団法人に移行したが、当機構の経営全般に関する事項を包括的に検討・推進するための「経営本部」や、地域衛星通信ネットワークの整備・運用のあり方等について、幅広い視点から検討を行う「有識者会議」を設置し、諸課題について検討を行っているところ

であり、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等を想定した対応の必要性等から、将来にわたって安定的な運用が可能なシステムを構築するための技術的な動向を踏まえ、新システムの開発を進めることとしている。

本年度も引き続き衛星通信サービスの充実強化とネットワークの円滑な運営に努めるほか、これらの場での検討を通じて、今後の当機構のあり方について、「地域衛星通信ネットワーク担当課長会」の意見等を踏まえ、更に戦略的な取り組みを行っていくこととする。

1 衛星通信サービスの充実強化

(1) 次世代映像伝送システムの導入

災害時における映像情報の重要性を踏まえ、平成31年度からの次世代映像伝送システムの運用開始を目標に検討を進める。検討に当たっては、映像の高画質化や多チャンネル化の実現並びにシステム全体の低廉化を図ることによる普及向上を目指す。

本年度は機器メーカーごとの機能比較を行うなどシステムや運用体制等について検討するとともに具体化を進め、実証実験を行う。

(2) インターネット接続サービスの導入

インターネット網を通じた情報収集の必要性やクラウド環境の普及を踏まえ、実現の要望が多いインターネット接続サービスを平成31年度の次世代映像伝送システムの導入と同時に運用開始ができるよう、検討を行う。

(3) 新たな衛星通信ネットワークシステムの検討

次世代映像伝送システム並びにインターネット接続サービスの検討及び実施状況を踏まえながら、平成34年度からの運用開始を念頭に、現行の第二世代システムの後継となる新たな衛星通信システムの検討に着手する。

(4) 各種衛星通信サービスの提供

個別通信やヘリサット映像伝送などの衛星通信サービスについては、引き続きパケット型データ伝送等の一部を除き、無料で提供する。

本年度も第二世代化を計画中の団体等の要望に応じて、IP映像中継サービスを提供する。

また、地方公共団体に有意義な全国知事会議、国の各種会議等について、地方公共団体の業務に役立つ各種映像をデジタル映像伝送サービスを用いて、全国に積極的に配信するなど映像発信の一層の充実に努める。併せて、機構ホームページの自治チャンネル・消防チャンネルにおいても速やかにオンデマンド配信を実施するなど、映像コンテンツの有効活用に努める。

(5) 広報・啓発活動の強化

大規模災害時における地域衛星通信ネットワークの重要性が実証されたところであり、今後ともホームページや広報誌の活用による効果的な情報発信、パンフレットの活用、衛星電話番号簿の発行等を通じて、地方公共団体のほか、広く一般も含めて衛星通信サービスの利便性等について、その周知を強化する。

2 ネットワークの円滑な運営

(1) ネットワークの安定的な運用

山口及び美唄管轄局の設備については、長期計画に基づき、回線接続制御装置や無線共通設備などを平成25年度から3カ年で更新したところであり、今後とも地域衛星通信ネットワークの安定的な運用を図る。

(2) ネットワークセキュリティ対策の強化

山口及び美唄管轄局設備に係るセキュリティの維持・管理及び対策強化に努めるとともに、既に第二世代システムを構築した44都府県及び10消防等に対して、セキュリティ診断システムによる定期診断を実施する。また、残るその他の団体に対し、第二世代設備を整備する場合のセキュリティ対策に係る情報提供を行う。

(3) 地球局の免許手続等

当機構は、平成18年4月から地球局免許人となって、電波法関連手続の簡略化及び地球局免許の一元的管理を行い、地方公共団体における免許関係経費の節減を図っている。本年度についても、第二世代化局及びヘリサット基地地球局等の免許手続を行う。

また、平成34年11月末で運用の猶予期間が満了となる「旧スプリアス規定」^(注)に基づく地球局設備の更新が円滑に行えるよう、電波法上の手続や無線局検査等について、地方公共団体及び関連メーカー等に協力を求める。

(注)「スプリアス」とは、本来必要な電波に付随して発射され、他の無線局に有害な混信を与える可能性のある不要な電波を言う。旧スプリアス規定は、平成17年12月に施行された現在のスプリアス規定よりも対象となる周波数の範囲が狭い。

3 その他の諸課題についての検討及び取組

(1) 機器調達方法等の検討

平成31年度からの次世代映像伝送システム及びインターネット接続サ

ービスの導入に向けて、効率的な機器の調達方法、東京局の整備方法、課金のあり方等について検討を行う。

また、地方公共団体等が調達する際の財政支援措置等について、「担当課長会」とも連携し国等に働きかけを行う。

(2) サイマル運用期間についての検討

新たな衛星通信ネットワークシステムの導入に向けた検討を踏まえ、現在使用している衛星通信ネットワークシステムのうち特に第1世代に位置づけられるシステム等について、サイマル運用期間のあり方の検討を行う。